

新型コロナウイルス感染症対策等のための緊急提言

新型コロナウイルスは依然として世界的に猛威を振るっており、我が国においても、いまだ収束は見通せない状況です。感染症の拡大防止と社会経済活動を両立させるため、あらゆる政策手段により対応に当たられている政府関係者の皆さまのご尽力に、心から敬意を表します。

本県においても、検査体制の拡充と医療提供体制の強化に努めるとともに、経済影響対策に取り組んでいるところですが、県内経済は弱い動きが続いており、本格的な回復には程遠い状況にあります。

地方においては、事態の長期化に伴い、また、季節性インフルエンザの流行期に備え、医療提供体制の再構築と経済影響対策のさらなる拡充、継続が必要となっています。あわせて、コロナ禍で顕在化したデジタル化の遅れや大都市への人口の過度な集中などの課題についても対応が急がれます。さらに近年、激甚化・頻発化している豪雨などの自然災害から国民の生命や生活、雇用などを守ることも喫緊の課題であります。

今後も国と地方が連携しながら、感染拡大防止対策を徹底するとともに、ウイルスの存在を前提とした「新たな日常」に向けて経済活動を段階的に回復させていかなければなりません。さらに、国土強靭化の観点からも次なる対策に万全を期していくことが重要です。

この厳しい局面を乗り越えていくため、政府においては、別紙に掲げる事項について早急に対応されるよう提言いたします。

令和2年10月26日

高知県知事

濱田省司

1. 新型コロナウイルスの感染予防、感染拡大防止への対策

(1) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充（厚生労働省）

医療提供体制の再構築を進めるため、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、事態の長期化を踏まえて必要かつ十分な感染拡大防止対策ができるよう、地方における不足額が見込まれる場合には予備費等を活用して追加の財政措置を行うこと。また、慰労金交付事業の対象拡大を図ること。

(2) 季節性インフルエンザの流行を見据えた検査体制等の強化（厚生労働省）

① インフルエンザワクチンの安定供給

季節性インフルエンザとの同時流行に備え、医療提供体制の確保と並行して、発熱患者を減らすなどにより、医療機関の負担軽減を図ることが重要となる。このため、インフルエンザの発症により重症化するリスクの高い高齢者や基礎疾患有する方への優先的な予防接種に対応できるよう、国において、インフルエンザワクチンの必要な数量を確保し、地域の医療機関への安定的な供給を行うこと。

② 民間検査数の拡大と新たな検査方法の開発

地方においては、検査可能な民間検査機関が少なく、今後感染が拡大してきた際に地方衛生研究所の負担が大幅に増えることが予想される。このため、民間検査機関に対して、さらなる検査件数の拡大と全国からの受け入れについて働きかけを行うとともに、迅速な検査が可能となるよう、唾液を用いた抗原検査キットなどによる新たな検査方法の開発を急ぐこと。

③ 民間需要に対応した検査環境の整備

社会経済活動の回復に伴い、勤務する企業等からの要請によりPCR検査を希望する事例が増えている。このため、行政検査が逼迫することのないよう検査体制を拡充するとともに、行政検査以外の自主的検査に関する指針（検査希望に対する優先付け、費用負担の在り方など）を策定し、感染症の早期発見・拡大防止に支障をきたさないようにすること。

(3) 医療機関の経営支援の強化（厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関のみならず、受け入れていない医療機関においても人々の受診控えに伴い経営が一層厳しくなっている。地域医療を守るために、地方の意見にも配慮した診療報酬の引き上げや公立病院に対する財政支援など、医療機関の経営悪化に歯止めをかけるべく追加の支援を行うこと。

2. 経済への影響対策

(1) 雇用調整助成金の特例措置の延長（厚生労働省）

全国的に有効求人倍率の低下が続き、失業者数等が増加傾向にあるなか、雇用調整助成金の特例期間の延長について、経済や雇用情勢等を十分に踏まえ、柔軟に対応すること。

(2) 離職者等に対する緊急雇用対策の実施（厚生労働省）

雇用情勢の悪化を踏まえ、かつてのリーマンショック時と同様に、離職を余儀なくされた方々に対して次の雇用までの短期雇用や就業機会の確保・支援を行う「緊急雇用対策」を実施すること。

(3) 生活福祉資金貸付制度の改善（厚生労働省）

生活に不安を抱える方々が安心して制度を活用できるよう事態が収束するまで特例貸付の受付期間を延長すること。また、償還免除について、事務手続きの際に混乱しないよう具体的な事務処理方法等を早急に示すこと。

(4) 金融支援策の充実（経済産業省）

経営面で厳しい状況が長期化している中小企業等に対する資金繰りを支援するため、新型コロナウイルス感染症対応資金について、保証申込期間及び融資実行期間の延長、融資限度額（4千万円）の引き上げ並びに利子補給期間の延長を行うこと。

(5) 木材の需要確保対策の強化（農林水産省）

経済の低迷による木材需要の減退が顕著となっているため、非住宅建築物の木造化に向けたJAS構造材利用拡大事業（個別実証支援事業）や外構部の木質化対策支援事業（外構実証型事業）等について、追加の財政措置により、切れ目なく支援を継続すること。

(6) 第三セクター鉄道事業者等への支援措置の拡充（国土交通省）

新型コロナウイルスの影響により、地方の公共交通は利用者の大幅な減少による危機的な経営状況に直面している。このため、鉄道ネットワークを維持する観点から、鉄道施設総合安全対策事業等の十分な予算を確保し、地方の超過負担を解消するとともに、特に大幅な減収となっている地方の第三セクター鉄道事業者や軌道事業者に対する新たな補助制度の創設又は補助率の臨時の引き上げを行うなど、追加の財政措置を講じること。

3. 経済活動の回復と社会の構造変化への対応

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額（内閣府）

地方創生臨時交付金については、国において累計3兆円を確保しているが、既に全ての都道府県において活用見込額が交付限度額を超え不足することが見込まれている。地方においては、引き続き、事態の長期化に対応して、感染拡大の防止や経済活動の段階的な回復、ウィズコロナにおける社会の構造変化への対応など、様々な対策が必要となっていることから、予備費等を活用して同交付金総額のさらなる積み増しを行うこと。

(2) デジタル化の推進

① 中小企業・小規模事業者のデジタル化の推進（経済産業省）

新型コロナウイルスによる危機を乗り越え、強靭な経済構造を築いていくため、特に地域の経済を支える中小企業・小規模事業者のデジタル技術導入を加速し、新たなビジネスモデルを創出していく仕組みが必要となる。このため、次のとおり財政措置を行うこと。

・IT導入補助金の特別枠の継続

テレワークやオンライン商談など、ビジネスの場において行動変容が急速に進む中、中小企業・小規模事業者の生産性や競争力を高めるため、令和2年度補正予算で導入したIT導入補助金特別枠を次年度以降も継続すること。

・デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

DXに取り組む中小企業等に対して、IT戦略の策定などの人的支援や、基幹システムの導入などIT関連の設備投資に対する財政支援を拡充すること。

② 中山間地域等における情報通信基盤の整備・維持管理（総務省）

5Gや光ファイバといった情報通信基盤は、これから地域の暮らしと経済を支える「無くてはならない公共インフラ」であり、中山間地域等における整備が遅れると、都市部への人口流出がますます進み、地域間の経済格差が不可逆的に拡大する恐れがある。このため、次のとおり財政措置を行うこと。

・光ファイバ整備に関する補助事業の継続

高度無線環境整備推進事業について、令和2年度補正予算による整備の2年一律前倒しに対応できない地域が存在し得ることや、令和3年度以降の整備を計画している市町村の実情も踏まえ、当該事業を継続できるよう措置すること。

・過疎対策事業、辺地対策事業の総額確保

光ファイバ整備事業に充当する過疎債及び辺地債について、国の補正予算による国

庫補助金に伴い、増額となる所要額に対して、地方債計画の増額改定を含め、総額を確保すること。

・ユニバーサルサービス制度の見直し

5Gや光ファイバ等の情報通信基盤について、将来に向けて継続的に整備・維持するための安定的な財源が確保されるよう、基地局施設や光ファイバの整備・維持管理をユニバーサルサービスの対象とすること。また、制度設計にあたっては、固定・無線の一方ではなく、両方の技術方式を利用できるよう配慮すること。

(3) 地域企業再起支援事業の増額（経済産業省）

地域経済の中長期的な回復を目指す「地域企業再起支援事業」については、多くの中小企業・小規模事業者が「新しい生活様式」に対応した感染症対策や新事業展開等に活用しており、事業継続や再起の促進に効果をもたらしている。こうした取り組みは企業のニーズが非常に高いことから、追加配分がなされたものの、改めて所要額を把握し、予備費等を活用して同事業の増額を図るとともに、各都道府県の事業実績に応じてさらに追加配分すること。

(4) G o T o トラベル事業の継続と反動減対策（国土交通省）

G o T o トラベル事業の実施にあたっては、観光産業をはじめとする地域経済が持続的に回復できるよう、令和3年2月以降も反動減対策としての需要喚起策を継続して行うこと。

4. 令和3年度以降の総合的な対策の継続

(1) 新型コロナウイルス感染症対策の継続（内閣府、総務省、厚生労働省）

新型コロナウイルスの影響は長期化が予想され、引き続き、国と地方が連携して、感染拡大防止と社会経済活動との両立を図る取り組みを進めていく必要がある。地方がその実情に応じて必要な対策を実行することができるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」などについて十分な予算を措置すること。

(2) 防災・減災、国土強靭化のための対策の継続（内閣府、総務省、国土交通省、農林水産省）

本年度が最終年度となっている「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を集中的に実施するとともに、3か年緊急対策後も中長期的視点に立ち、地方が定める国土強靭化地域計画に基づき、必要十分な予算を確保すること。

あわせて、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債や緊急自然災害防止対策事業債を延長し、必要な財源を確保すること。また、高い確率で発生が見込まれる大規模地震への対策を引き続き実施するため、緊急防災・減災事業債の恒久化や継続を行うなど、国土強靭化と防災・減災を加速するための財源を確保すること。